

令和 8 年 9 月

# 市 議 会 定 例 会 議 案

銚 子 市

# 目 次

|         |                                                          |      |
|---------|----------------------------------------------------------|------|
| 議案第 1 号 | 令和 8 年度銚子市一般会計補正予算（第 3 号）                                | } 別冊 |
| 議案第 2 号 | 令和 8 年度銚子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）                        |      |
| 議案第 3 号 | 令和 8 年度銚子市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）                          |      |
| 議案第 4 号 | 令和 8 年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）                       |      |
| 議案第 5 号 | 銚子市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・             | 1    |
| 議案第 6 号 | 銚子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3    |
| 議案第 7 号 | 銚子市役所出張所設置条例を廃止する条例制定について・・・・・・・・                        | 5    |
| 議案第 8 号 | 銚子市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・・・・・・・・・        | 7    |
| 議案第 9 号 | 銚子市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・     | 9    |
| 議案第10号  | 銚子市野球場大規模改修建築工事請負契約締結について・・・・・・・・                        | 11   |
| 議案第11号  | 総武本線銚子駅こ線人道橋修繕工事委託に関する協定締結について・・・・・・・・・・・・・・・・           | 13   |
| 議案第12号  | 財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・                                | 15   |
| 議案第13号  | 財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・                                | 18   |
| 議案第14号  | 損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・・・・・・・・・                        | 21   |
| 議案第15号  | 令和 7 年度銚子市一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・                       | 23   |
| 議案第16号  | 令和 7 年度銚子市水道事業の未処分利益剰余金の処分及び決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・     | 25   |

|        |                                                        |    |
|--------|--------------------------------------------------------|----|
| 議案第17号 | 令和7年度銚子市病院事業決算認定について・・・・・・・・・・                         | 27 |
| 議案第18号 | 令和7年度銚子市下水道事業の未処分利益剰余金の処分及び<br>決算認定について・・・・・・・・・・      | 29 |
| 議案第19号 | 令和7年度銚子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認<br>定について・・・・・・・・・・         | 31 |
| 議案第20号 | 令和7年度銚子市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に<br>ついて・・・・・・・・・・           | 33 |
| 議案第21号 | 令和7年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算<br>認定について・・・・・・・・・・        | 35 |
| 議案第22号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度銚子市一<br>般会計補正予算（第2号））・・・・・・・・・・ | 37 |

議案第 5 号

銚子市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

銚子市教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

銚子市長 越 川 信 一

住所 銚子市豊里台 1 丁目

氏名 佐 野 久 子

以 上

## 提案理由

銚子市教育委員会委員 安藤清は、令和８年９月３０日をもって任期が満了するため、この後任者として、別紙議案に記載の者を任命しようとするものである。

## 議案第 6 号

銚子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

銚子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

銚子市長 越 川 信 一

銚子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
銚子市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 8 年銚子市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項」に改める。

第 1 2 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 9 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

## 提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用法令条項にずれが生じたため、所要の改正をしようとするものである。

## 議案第 7 号

銚子市役所出張所設置条例を廃止する条例制定について

銚子市役所出張所設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

銚子市長 越 川 信 一

銚子市役所出張所設置条例を廃止する条例

銚子市役所出張所設置条例（昭和 2 5 年銚子市条例第 1 5 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（銚子市公告式条例の一部改正）

- 2 銚子市公告式条例（昭和 2 7 年銚子市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「行う」を「行い、その周知を図るため公布した文書の写しを市役所に置く」に改め、同条第 3 項を削る。

## 提案理由

銚子市役所豊里出張所及び銚子市役所豊岡出張所については、証明書コンビニ交付サービスや戸籍証明書の広域交付制度など証明書の取得手段の拡充により、利用者数が減少していることから、令和9年3月31日をもって廃止しようとするものである。

## 議案第 8 号

銚子市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

銚子市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

銚子市長 越 川 信 一

銚子市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

銚子市病院事業の設置等に関する条例（平成 2 0 年銚子市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 3 号中「第 6 3 条第 2 項第 4 号」を「第 6 3 条第 2 項第 5 号」に、「第 6 4 条第 2 項第 4 号」を「第 6 4 条第 2 項第 5 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、引用法令条項にずれが生じたため、所要の改正をしようとするものである。

## 議案第 9 号

銚子市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

銚子市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

銚子市長 越 川 信 一

銚子市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

銚子市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和 5 9 年銚子市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

（銚子市豊里地区コミュニティセンター及び銚子市東部地区コミュニティセンターの運営休止）

2 第 3 条の規定にかかわらず、当分の間、銚子市豊里地区コミュニティセンター及び銚子市東部地区コミュニティセンターの使用は、許可しない。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

銚子市豊里地区コミュニティセンター及び銚子市東部地区コミュニティセンターについては、施設の老朽化が著しいことから、令和9年3月31日をもって運営を休止するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 10 号

銚子市野球場大規模改修建築工事請負契約締結について

銚子市野球場大規模改修建築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

- |   |        |                 |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 契約の目的  | 銚子市野球場大規模改修建築工事 |
| 2 | 契約の方法  | 一般競争入札          |
| 3 | 契約金額   | 226,468,000円    |
| 4 | 契約の相手方 | 銚子市東芝町3番地の1     |

岡田土建株式会社

代表取締役 山 崎 守

以 上

## 提案理由

銚子市野球場大規模改修建築工事については、令和８年７月２１日銚子市一般競争入札公告により入札参加者を公募し、同年８月４日に開札したところ、別紙議案に記載の者から応札があり、当該者が落札したので、工事請負契約を締結しようとするものである。

## 議案第 11 号

総武本線銚子駅こ線人道橋修繕工事委託に関する協定締結について

総武本線銚子駅こ線人道橋修繕工事について、次のとおり協定を締結する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

- |          |                  |
|----------|------------------|
| 1 協定の目的  | 総武本線銚子駅こ線人道橋修繕工事 |
| 2 契約の方法  | 随意契約             |
| 3 工事費概算額 | 971,346,000円     |
| 4 協定の相手方 | 千葉市中央区弁天2丁目23番3号 |

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員千葉事業本部長 三 島 大 輔

以 上

## 提案理由

総武本線銚子駅こ線人道橋修繕工事は、国の補助事業として本年度から令和11年度にかけて実施しようとするものであるが、本工事は、鉄道線路軌道上の工事となるため、別紙議案に記載の者が工事を受託できる唯一の鉄道事業者であることから、当該事業者と工事委託に関する協定を締結しようとするものである。

議案第 12 号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

- |   |         |                                                   |     |
|---|---------|---------------------------------------------------|-----|
| 1 | 取 得 財 産 | 災害対応特殊救急自動車（高度救命処置用資機材一式を含む。）                     | 1 台 |
| 2 | 取 得 金 額 | 50,270,000 円                                      |     |
| 3 | 取得の相手方  | 千葉市中央区本千葉町 9 番 21 号<br>千葉日産自動車株式会社<br>代表取締役 山 本 功 |     |

以 上

## 災害対応特殊救急自動車（高度救命処置用資機材一式を含む。）の概要

- 1 取得方法 一般競争入札
- 2 配置場所 銚子市消防署
- 3 主要装備品

電動ストレッチャー、酸素呼吸器、人工呼吸器、吸引器、自動心臓マッサージ器、オゾン発生装置、気道確保用資機材、ビデオ喉頭鏡、輸液用資機材、血糖測定器、血中酸素飽和度測定器、心電計一体型半自動除細動器、パーソナルコンピューター

## 提案理由

銚子市消防署に配置している高規格救急自動車は、老朽化が著しいため、経年劣化への対応及び機能強化を目的に更新整備しようとするものである。

議案第 13 号

財産の取得について

市は、次のとおり財産を取得する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

- 1 取 得 財 産      C D - I 型消防ポンプ自動車    1 台
- 2 取 得 金 額      20,509,960 円
- 3 取得の相手方    東京都港区芝 5 丁目 36 番 7 号    三田ベルジュビル 19 階  
株式会社モリタ    東京支店  
支店長    岡 本 直 彦

以 上

## CD－I 型消防ポンプ自動車の概要

- 1 取得方法 一般競争入札
- 2 配置場所 銚子市消防団第 2 分団第 2 部
- 3 主要装備品 消防用 A－2 級ポンプ  
ホース延長用資機材

## 提案理由

銚子市消防団第2分団第2部に配置している消防ポンプ自動車は、老朽化が著しいため、経年劣化への対応及び機能強化を目的に更新整備しようとするものである。

## 議案第14号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

市は、次のとおり損害賠償の額を定め、相手方と和解する。

令和8年8月26日提出

銚子市長 越 川 信 一

- 1 損害の概要 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、国が作成した標準仕様書に準拠したシステムへ移行する必要が生じたことに伴う滞納管理システム（令和4年11月導入）一式賃貸借契約の解除による損害
- 2 損害賠償額 3, 533, 200円
- 3 和解の相手方 千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1  
NECキャピタルソリューション株式会社千葉支店  
千葉支店長 藪 慎 也
- 4 和解の内容 (1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として  
3, 533, 200円を支払う。  
(2) 市と和解の相手方は、前号に定める以外に何らの債権債務  
のないことを相互に確認する。

以 上

## 提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国が作成した標準仕様書に準拠したシステムへ移行する必要性が生じたことに伴い、現行の滞納管理システム（令和４年１１月導入）一式賃貸借契約を解除することにより、相手方に与える損害について、その損害賠償の額を定め、相手方と和解しようとするものである。

議案第 15 号

令和 7 年度銚子市一般会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度銚子市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付す。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

## 提案理由

令和 7 年度銚子市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定に付すものである。

議案第 16 号

令和 7 年度銚子市水道事業の未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

令和 7 年度において生じた銚子市水道事業の未処分利益剰余金を次のように処分するとともに、令和 7 年度銚子市水道事業決算を別冊のとおり議会の認定に付す。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

|             |              |
|-------------|--------------|
| 当年度未処分利益剰余金 | 95,392,963 円 |
| 資本金への組入れ    | 95,392,963 円 |
| 翌年度繰越利益剰余金  | 0 円          |

## 提案理由

令和 7 年度において生じた銚子市水道事業の未処分利益剰余金を資本金へ組み入れるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を経るとともに、令和 7 年度水道事業決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付すものである。

議案第 17 号

令和 7 年度銚子市病院事業決算認定について

令和 7 年度銚子市病院事業決算を別冊のとおり議会の認定に付す。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

## 提案理由

令和 7 年度銚子市病院事業決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付すものである。

## 議案第 18 号

令和 7 年度銚子市下水道事業の未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

令和 7 年度において生じた銚子市下水道事業の未処分利益剰余金を次のように処分するとともに、令和 7 年度銚子市下水道事業決算を別冊のとおり議会の認定に付す。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

|             |              |
|-------------|--------------|
| 当年度未処分利益剰余金 | 90,904,965 円 |
| 資本金への組入れ    | 39,480,386 円 |
| 減債積立金の積立て   | 51,424,579 円 |
| 翌年度繰越利益剰余金  | 0 円          |

## 提案理由

令和 7 年度において生じた銚子市下水道事業の未処分利益剰余金について、一部を資本金へ組み入れ、残額を減債積立金に積み立てるため、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を経るとともに、令和 7 年度下水道事業決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付すものである。

議案第 19 号

令和 7 年度鉾子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度鉾子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付す。

令和 8 年 8 月 26 日提出

鉾子市長 越 川 信 一

## 提案理由

令和 7 年度銚子市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付すものである。

議案第 20 号

令和 7 年度銚子市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度銚子市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の認定に付す。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

## 提案理由

令和 7 年度銚子市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付すものである。

議案第 21 号

令和 7 年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり議会の  
認定に付す。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

## 提案理由

令和 7 年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定に付すものである。

## 議案第 22 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 8 年 8 月 26 日提出

銚子市長 越 川 信 一

別 紙

令和 8 年専決処分第 5 号

令和 8 年度銚子市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 8 年度銚子市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

銚子市長 越 川 信 一

## 別 紙

### 令和 8 年度銚子市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度銚子市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 4, 5 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9, 3 7 3, 9 4 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

| 歳 入       |              | (単位 千円)    |         |            |
|-----------|--------------|------------|---------|------------|
| 款         | 項            | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
| 19. 繰 入 金 |              | 7,350,556  | 104,560 | 7,455,116  |
|           | 2. 基 金 繰 入 金 | 7,350,556  | 104,560 | 7,455,116  |
| 歳 入 合 計   |              | 39,269,380 | 104,560 | 39,373,940 |

| 歳 出           |                      | (単位 千円)    |         |            |
|---------------|----------------------|------------|---------|------------|
| 款             | 項                    | 補正前の額      | 補 正 額   | 計          |
| 11. 災 害 復 旧 費 |                      |            | 104,560 | 104,560    |
|               | 4. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 |            | 104,560 | 104,560    |
| 歳 出 合 計       |                      | 39,269,380 | 104,560 | 39,373,940 |

一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第 2 号）

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

| 款                         | 補正前の額      | 補正額     | 計          | 割合(%) |
|---------------------------|------------|---------|------------|-------|
| 1. 市 税                    | 8,000,242  |         | 8,000,242  | 20.3  |
| 2. 地 方 譲 与 税              | 213,486    |         | 213,486    | 0.6   |
| 3. 利 子 割 交 付 金            | 5,987      |         | 5,987      | 0.0   |
| 4. 配 当 割 交 付 金            | 53,705     |         | 53,705     | 0.1   |
| 5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金  | 64,605     |         | 64,605     | 0.2   |
| 6. 法 人 事 業 税 交 付 金        | 158,457    |         | 158,457    | 0.4   |
| 7. 地 方 消 費 税 交 付 金        | 1,548,313  |         | 1,548,313  | 3.9   |
| 9. 環 境 性 能 割 交 付 金        | 7,100      |         | 7,100      | 0.0   |
| 10. 地 方 特 例 交 付 金         | 77,236     |         | 77,236     | 0.2   |
| 11. 地 方 交 付 税             | 5,142,766  |         | 5,142,766  | 13.1  |
| 12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 6,162      |         | 6,162      | 0.0   |
| 13. 分 担 金 及 び 負 担 金       | 77,064     |         | 77,064     | 0.2   |
| 14. 使 用 料 及 び 手 数 料       | 441,911    |         | 441,911    | 1.1   |
| 15. 国 庫 支 出 金             | 3,467,380  |         | 3,467,380  | 8.8   |
| 16. 県 支 出 金               | 1,661,684  |         | 1,661,684  | 4.2   |
| 17. 財 産 収 入               | 66,147     |         | 66,147     | 0.2   |
| 18. 寄 附 金                 | 7,036,934  |         | 7,036,934  | 17.9  |
| 19. 繰 入 金                 | 7,350,556  | 104,560 | 7,455,116  | 18.9  |
| 21. 諸 収 入                 | 1,786,245  |         | 1,786,245  | 4.5   |
| 22. 市 債                   | 2,103,400  |         | 2,103,400  | 5.4   |
| 歳 入 合 計                   | 39,269,380 | 104,560 | 39,373,940 | 100.0 |

(歳 出)

| 款         | 補正前の額      | 補正額     | 計          | 割合(%) |
|-----------|------------|---------|------------|-------|
| 1. 議会費    | 188,313    |         | 188,313    | 0.5   |
| 2. 総務費    | 13,728,516 |         | 13,728,516 | 34.9  |
| 3. 民生費    | 9,379,659  |         | 9,379,659  | 23.8  |
| 4. 衛生費    | 3,128,080  |         | 3,128,080  | 7.9   |
| 5. 労働費    | 15,172     |         | 15,172     | 0.0   |
| 6. 農林水産業費 | 2,857,893  |         | 2,857,893  | 7.3   |
| 7. 商工費    | 708,684    |         | 708,684    | 1.8   |
| 8. 土木費    | 1,887,569  |         | 1,887,569  | 4.8   |
| 9. 消防費    | 1,250,133  |         | 1,250,133  | 3.2   |
| 10. 教育費   | 3,328,792  |         | 3,328,792  | 8.4   |
| 11. 災害復旧費 |            | 104,560 | 104,560    | 0.3   |
| 12. 公債費   | 2,746,569  |         | 2,746,569  | 7.0   |
| 14. 予備費   | 50,000     |         | 50,000     | 0.1   |
| 歳出合計      | 39,269,380 | 104,560 | 39,373,940 | 100.0 |

(単位 千円)

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源         |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金       | 地 方 債 | そ の 他 |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       | 104,560 |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       |         |
|                 |       |       | 104,560 |

2. 歳 入

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

| 目            | 補 正 前 の 額   | 補 正 額    | 計           |
|--------------|-------------|----------|-------------|
| 1. 財政調整基金繰入金 | 1, 252, 703 | 104, 560 | 1, 357, 263 |
| 計            | 7, 350, 556 | 104, 560 | 7, 455, 116 |

(単位 千円)

| 節            |          | 説 明       |
|--------------|----------|-----------|
| 区 分          | 金 額      |           |
| 1. 財政調整基金繰入金 | 104, 560 | 財政調整基金繰入金 |
|              |          |           |

3. 歳 出

(款) 11. 災害復旧費

(項) 4. 土木施設災害復旧費

| 目                            | 補正前の額 | 補 正 額   | 計       | 補 正 額 の 財 源 内 |       |       |
|------------------------------|-------|---------|---------|---------------|-------|-------|
|                              |       |         |         | 特 定 財 源       |       |       |
|                              |       |         |         | 国県支出金         | 地 方 債 | そ の 他 |
| 1. 道路橋りょう<br>河川海岸災害<br>復 旧 費 |       | 104,560 | 104,560 |               |       |       |
| 計                            |       | 104,560 | 104,560 |               |       |       |

(単位 千円)

| 訳       | 節         |        | 説 明    |
|---------|-----------|--------|--------|
|         | 区 分       | 金 額    |        |
| 一般財源    | 12. 委 託 料 | 10,560 | 設計等委託料 |
|         | 14. 工事請負費 | 94,000 | 災害復旧費  |
| 104,560 |           |        |        |

## 提案理由

令和８年度銚子市一般会計補正予算（第２号）については、令和８年６月２７日の台風第７号及び第８号の大雨に伴う河川、市道その他の土木施設の災害復旧工事等を実施するため所要の予算措置が必要となったもので、特に緊急を要したことから、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、これを議会に報告するものである。